

**老朽住宅除去事業(追加募集)**

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

**◆対象住宅**

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家(1年以上使用していない方がいない)であること
- 木造であること
- 賃借権がないこと(土地含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと(築後30年経過など)



- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること

**◆申請者**(次の①～③のいずれかに該当する方で、所有者・申請者のどちらとも町税などの滞納がないこと)

- ① 登記簿上の所有者
- ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去についての委任を受けた方

**◆対象工事**(次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象)

- ① 建設業の許可などを受けた業者に負わせる除去工事であること
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること)
- ③ 他の制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること(ブロック塀の除去工事は対象外)

**◆補助金額**

100万円を上限とし、除去工事費の10分の8を補助します。

**◆受付期間**

10月7日(月)～11月15日(金)

**◆結果通知**

12月13日(金)までに審査の結果(交付、不交付)の通知を行います。

**◆注意事項**

- 本補助金の交付決定を受ける前に、工事の契約や工事に着手した場合を対象となりません。
- 本補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要となります。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなる

ため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課

国道改良対策係

☎ 43-2115(直通)

佐賀支所建設課まちづくり係

☎ 55-3700(直通)

**親ウナギの保護にご協力を**

ウナギは、高知県を含めて全国的に漁獲量が減少し、今年2月には近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種として環境省のレッドデータに位置づけられるなど、資源の枯渇が危惧されています。

ウナギ資源の回復を図るためには、産卵に向かう親ウナギを保護することが有利な対策の一つと考えられています。

ウナギは海で産卵するために秋から冬にかけて川を下ります。このような産卵に向かう親ウナギ(銀ウナギ)を捕まえた際は、再放流するなど、親ウナギの保護にご協力ください。

○お問い合わせ

佐賀支所海洋森林課水産振興係

☎ 55-3115(直通)

**狩猟免許試験(臨時試験)**

高知県では、鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者の確保育成を目的として、狩猟免許試験(臨時試験)を実施します。

**◆日時**

11月3日(日) 午後1時～

(受付午後0時30分～)

**◆場所**

宿毛市東部農村環境改善センター(宿毛市平田町戸内3357-2)

**◆試験内容**

狩猟免許試験(わな猟)

**◆受験申請**

10月24日(木)までに高知県鳥獣対策課、または10月21日(月)までに地区猟友会事務局へ申請

\*高知県猟友会では初心者(事前)

講習会を10月27日(日)午前9時30分から(受付午前9時～)宿毛市東部農村環境改善センターで開催します。お問い合わせは地区猟友会事務局まで。

区猟友会事務局まで。

○お問い合わせ

高知県鳥獣対策課

☎ 088-823-9042

佐賀支所海洋森林課林業振興係

☎ 55-3115(直通)

中村地区猟友会

☎ 34-2160